

厳しい年貢の取り立ての中、一人でも労働力の欲しいところであろう。しかしながら身内に多くの出家者を出し、また嫡男をも出家させたとすれば、忠興の治世に対し農民をかばった代官クラスの間管理職的役職であったと推察されるのである。祐天は出家するまでにこのような父母の思想を見聞きしてきたのであろう。そのことが、のちに菩提寺を多額の費用をかけて再興し、両親の墓を作ったことにつながっていくものと考えうるのである。

この出家の背景は推測の域を出ないわけであるが、この片田舎の漁師町に生まれた少年は近くの名越派の寺院ではなく、伯父のつてをたどって遠く離れた大檀林増上寺へと向かったのである。

●第三節 檀通上人への隨身時代

第一項 祐天の入寺

『略記』によれば祐天は十二歳にして増上寺塔頭壽光院休波のもとに連れられ、休波は「与^{ヘテ}之^{レラ}于会下豪傑明誉檀通上人^ニ而為^ト弟子^ト」したのである。

しかしながら寛永九年の「所化入寺掟之事」（『増上寺史料集』一、昭和五十八年、一一八頁）によれば、「十五歳已^レ前者無用之事」とあり、十五歳未満の者は入れないこととなってい

る。この矛盾に答えるために、当時の入寺の状況を概観し祐天の立場を考えてみたい。

諸檀林の入寺に関する研究は、『浄全』二十巻収載の「浄土宗史」(六二―九頁)、長谷川匡俊氏〔増上寺所蔵〈入寺帳〉の研究〕(以下「入寺帳」) 1、2、3それぞれ『長谷川仏教文化研究所研究年報』九(昭和五十七年、一七頁)、『仏教と社会事業と教育と』(昭和五十八年、三一九頁)、『長谷川仏教文化研究所年報』十一(昭和五十九年、三一九頁)によってなされている。

祐天の初入寺の年は伝記から慶安元年であり先の掟書が出されてから十六年、休波が壽光院主になる七年前(『縁山志』六『浄全』十九、三三三頁)である。この頃はまだ入寺定員にも定めがなく、また时期的にもいつでも入寺できた時代であつたと考えられる。

入寺に関する規定を『増上寺史料集』などより抜き出すと次のようである。

様子見悪かたわもの、付、三經不誑僧者無用之事

他宗他門諸勸進之類、縦婦依たるといふ共無用之事

於諸山每年初入寺之僧致著帳、正月参府之節増上寺江可被收之事
初入寺之僧、十五歳以前不可有許容事

(所化入寺掟之事) 寛永九年、
一一八頁

(檀林拾七箇條) 寛文十一年、
一五六頁

自今以後、於初來之僧、從能化入寺之年月日儲二書付判形可被下候、若判形無所持所化者、可為衆外事

〔諸檀林会合相談之覚〕寛文十二年、一六〇頁

於為諸檀林能化剃髮之弟子者、当山入寺可許之、若弟子分之者、為直弟之旨偽於令人入寺者、雖為免許以後、可及追放者也、此旨永々不可有違背之状如件

〔諸檀林能化直弟之分御当山入寺免許定書〕天和元年、一七四頁

江戸五箇所之檀林へ新來之所化員數、増上寺へ七拾人、伝通院へ五拾人、靈巖寺・幡隨院・靈山寺へ三拾人宛可限之事

〔貞享二年の定書及下知状〕『淨全』二十、五八三頁

このように、祐天入寺後、徐々に規則が整備され入寺も制限されるようになっていったことがわかる。時代が下っていくと、入寺も正月十一日に籤くじによって決められたことが知られる。

七十僧入寺之前二、大僧正御似我并寺内直弟入寺御免若願出有之候得者、月番江書付出之、次於役所七十僧之鬪拵之、(後略)

〔増上寺史料集〕第一卷「年中行事」二六頁

〔浄土宗史〕中に指摘されている「下駄はかせ」〔浄全〕二十、六三〇頁〕によるものか

どうか断定はできないが、いずれにしても祐天は増上寺への入寺を果たしたのである。

『実録下書』によると剃髪は檀通のもとで行われたとされ、正式な入寺は檀通の弟子としてなされた。また、祐天という名もそのときいただいたのであろう（『開山行状』、『行状記』）。

檀通は「浄土傳燈總系譜」（『浄全』十九、七六頁）によれば、随波の法弟である。随波は、観智国師より廓山・了的・了学・随波と続く伝法上の中心的な存在である（越智専明『浄土宗傳法沿革』あるいは『浄全』二十、五六九頁）。のちに『大樹帰敬録』という本の成立について述べることになると思うが、その伝法の流れは祐天にまで確実に伝えられている。

当時の檀通は、「袋谷檀通師」と『縁山志』中の祐天伝にあるので、学寮に住していたのであろう。

『増上寺史料集』（一、一三三頁）に「惣月行事名目衆部転時座次定書」という文書が出ているが、この文書より慶安二年には檀通は十二行事中の首座すなわち学頭であったことがわかる。『行状記』には、祐天が弟子入りしたのち「臘満ち徳を重て縁山の学頭に進み玉ひ」〔館林善導寺住職の上意を蒙〕ったとの記述があるが、おそらくは弟子入りしたときから学頭、少なくとも上座の地位にあったことが想像される。そして祐天は檀通を首座とする袋谷の学寮に入寮したものと考えられる。